

上下水道使用者 様

戸田市水安全部水道施設課

令和7年1月20日に笹目地区で発生した水道管漏水事故
に起因する水道水の濁り水について（お知らせ）

戸田市で管理する水道本管の漏水事故により、1月20日(月)に市内で濁り水が発生しました。水道水をご利用いただいている皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

濁り水の発生に伴い、当日「捨て水」（濁り水の排水）のご協力をいただいた使用者様に対しまして、下記のとおり「捨て水」相当分を、水道料金の軽減及び下水道使用料の減免をさせていただくこととなりました。つきましては、捨て水のご協力をいただき、減免の対応を希望される使用者様は、お手数をおかけいたしますが、下記のとおり申請をお願いいたします。

記

- 1 減免の対象となる地域
戸市内全域

- 2 減免の対象となる水量及び料金

- ・水量… 1 m^3 （ $=1\text{ t}=1,000\text{ L}$ ）※標準的な浴槽4～5杯分相当
※個人で管理されている受水槽、特別の事情のある事業所等で捨て水が 1 m^3 を超える場合において、現地確認等のうえで合理性があると認められるときは、受水槽の容量分等を減免します。
- ・料金… 1 m^3 分の従量料金（従量料金は、検針月の使用水量により異なる）別紙のとおり
《減免例》 2か月で $41\text{ m}^3\sim60\text{ m}^3$ 上水道を使用している場合
上水道：160円＋下水道：76円＝合計236円（税抜）

- 3 申請方法及び申請期限

水道料金等減免申請書に必要事項を記入の上、Eメール、郵送又は窓口を持参にて提出してください。

※受水槽のある共同住宅は、個人で申請してください。

※個人で管理する受水槽で、捨て水が 1 m^3 を超える場合、受水槽容量のわかる資料を提出してください。また、特別の事情のある事業所等で捨て水が 1 m^3 を超える場合、事前に水道施設課に相談してください

【提出先】

〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階

※本庁舎ではありませんのでご注意ください。

戸田市 水安全部 水道施設課宛て

Email: sui-sisetuka@city.toda.saitama.jp

【申請期間】

令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）17時00分まで（必着）

- 4 減免方法

次の水道料金等算定時に検針水量から減免対象水量を減らした上で、水道料金等を確定します。なお、水道料金等減免決定通知書は送付いたしませんのでご承知おきください。

- 5 問合せ先

戸田市 水安全部 水道施設課

〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階

電話 048-229-4638 [平日（土、日、祝日を除く）の8:30～17:15]

【別紙】

減免の対象となる 1 m³分の従量料金

使用量の欄は、2 か月に 1 度、水道メーター検針時に投函される「水道使用量等のお知らせ」に記載されている「上水道使用量・下水道使用量」を参考にご覧ください。(例：38 m³であれば2 段目)

使用量 (2 か月分)	上水道料金 (税抜)	下水道使用料 (税抜)	合計 (税抜)
1 m ³ ～ 20 m ³	60 円	11 円	71 円
21 m ³ ～ 40 m ³	105 円	22 円	127 円
41 m ³ ～ 60 m ³	160 円	76 円	236 円
61 m ³ ～ 100 m ³	215 円	76 円	291 円
101 m ³ ～ 200 m ³	265 円	96 円	361 円
201 m ³ ～ 400 m ³	355 円※	106 円	461 円

※上水道料金は 201 m³以上の 1 m³あたりの金額はすべて 355 円 (税抜) となります。

※上記表の減免額は目安となります。必ず当てはまるものではありません。